

電気工事業の開始の通知について

自家用電気工作物（最大電力500kW未満）のみに係る電気工事業を営もうとする者は、その事業を開始しようとする日の10日前までに、都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。

なお、建設業許可を受けている場合や、あわせて一般用電気工作物の電気工事を行う場合は、別の手続きを行う必要があります。

1 開始の通知に必要な書類

書 類 等	備 考
電気工事業開始通知書 （様式第14の2）	
申請者に係る誓約書	法人用・個人用別様式
申請者の登記簿謄本（原本）	法人のみ
備付器具表	表にあるすべての器具を揃えてください。 （営業所毎）

※ 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

注） 営業所が2カ所以上ある場合、営業所毎に必要な書類があります。

2 通知方法

上記の必要書類をそろえて、提出してください。

3 注意事項

営業所を広島県内のみに設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への通知となります。

様式第 1 4 の 2 【第 1 0 条の 2】

電 気 工 事 業 開 始 通 知 書

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	

年 月 日

広 島 県 知 事 様

(〒 -)

住 所
ふ り が な
氏名または名称

法人にあつては
代 表 者 の 氏 名

電 話

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 1 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

1 営 業 所

営業所の名称	所在の場所

2 法人にあつては、その役員の氏名

3 電気工事業の開始予定年月日

年 月 日

(備考) ×印の項は、記載しないこと。

【添付書類】

(法人)

誓 約 書

年 月 日

広島県知事様

住 所

登録申請者 名 称

代表者の氏名

当社および当社の役員は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

(備考) 申請者が法人のとき記入すること。

【添付書類】

(個人)

誓 約 書

年 月 日

広島県知事様

登録申請者 住 所
氏 名

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに
該当しない者であることを誓約いたします。

(備考) 申請者が個人るとき記入すること。

【添付書類】

備 付 器 具 表

種 類	品 名	製 造 年	製 品 番 号	台数	製 造 者 名
一般用電気工作物	絶 縁 抵 抗 計 (メガー)				
	接 地 抵 抗 計 (アース・テスター)				
	回路計であつて抵抗及び交流 電圧を測定できる器具(テス ター)				
	低 圧 検 電 器				
	高 圧 検 電 器				
	※ 継電気試験装置 (リレー試験器)				
自家用電気工作物	※ 絶縁耐力試験装置 (耐压試験器)				

※の器具の借用先名（ ）

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて
備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

借用する場合であっても器具名等は記載してください。